

期末手当に係る支給月数の改正について (案)

1 令和2年度に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員 (再任用職員以外の職員)

	6月	12月	3月	計
期末手当	1.15月	1.15月	0.25月	2.55月
勤勉手当	1.025月	1.025月	—	2.05月
計	2.175月	2.175月	0.25月	4.60月

(2) 一般職員 (再任用職員)

	6月	12月	3月	計
期末手当	0.65月	0.65月	0.10月	1.40月
勤勉手当	0.50月	0.50月	—	1.00月
計	1.15月	1.15月	0.10月	2.40月

2 令和3年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数

(1) 一般職員（再任用職員以外の職員）

	6月	12月	3月	計
期末手当	1. 125月	1. 175月	0. 25月	2. 55月
勤勉手当	1. 025月	1. 025月	—	2. 05月
計	2. 15月	2. 20月	0. 25月	4. 60月

(2) 一般職員（再任用職員）

	6月	12月	3月	計
期末手当	0. 625月	0. 675月	0. 10月	1. 40月
勤勉手当	0. 50月	0. 50月	—	1. 00月
計	1. 125月	1. 175月	0. 10月	2. 40月